

(委) 資料 2

兵庫県内水面漁場管理委員会運営要領の一部改正の概要

1 漁業法の一部改正に伴う引用条文の改正

漁業法第130条（内水面漁場管理委員会）が第171条に改正されたため、要領第2条第1項中の引用条文を改める。

2 別紙1（報告書）の改正

- (1) 押印の廃止
別紙1の様式中の「印」を削除する。
- (2) その他
規程の整備を行う。

3 施行期日

令和3年3月25日から施行する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">兵庫県内水面漁場管理委員会運営要領</p> <p>第1条 (略) (委員の服務)</p> <p>第2条 委員は漁業法第130条に規定する事項を処理するため委員会、公聴会、意見の聴取及び委員協議会(以下「委員会等」という。)に出席しなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要領は、平成20年4月21日から施行する。</p> <p>2 この要領施行により兵庫県内水面漁場管理委員会の委員服務及び運営に関する内規(平成4年12月3日施行)は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">兵庫県内水面漁場管理委員長 様</p> <p style="text-align: right;">委員名</p> <p style="text-align: center;">報 告 書</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記のとおり特定事項を調査(委員会用務に従事)しましたので報告します。</p>	<p style="text-align: center;">兵庫県内水面漁場管理委員会運営要領</p> <p>第1条 (略) (委員の服務)</p> <p>第2条 委員は漁業法第171条に規定する事項を処理するため委員会、公聴会、意見の聴取及び委員協議会(以下「委員会等」という。)に出席しなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要領は、平成20年4月21日から施行する。</p> <p>2 この要領施行により兵庫県内水面漁場管理委員会の委員服務及び運営に関する内規(平成4年12月3日施行)は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、<u>令和3年3月25日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(別紙1)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">兵庫県内水面漁場管理委員長 様</p> <p style="text-align: right;">委員名</p> <p style="text-align: center;">報 告 書</p> <p style="text-align: right;">-</p> <p>下記のとおり特定事項を調査(委員会用務に従事)しましたので報告します。</p>

改正前	
記	
1	日時
2	事項
3	内容
(別紙2) (略)	

改正後	
記	
1	日時
2	事項
3	内容
(別紙2) (略)	